

旭川医科大学病院臓器提供及び移植実施体制検討委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学病院臓器提供及び移植実施体制検討委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院臓器提供及び移植実施体制検討委員会規程（平成25年旭医大達第17号）の一部について、下記右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
第1条～第2条（略） （組織） 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 （1）救命救急センター長 <u>又は副センター長</u> （2）移植医療を行う診療科の科長 <u>又は副科長</u> 1人 （3）～（12）（略） 2 前項第 <u>1</u> 号から第9号及び第12号の委員は、病院長が委嘱する。 （任期） 第4条 前条第1項第 <u>1</u> 号から第9号及び第12号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者及び現任者の残任期間とする。 2 前項の委員は再任されることができる。 第5条～第10条（略）	第1条～第2条（略） （組織） 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 （1）救命救急センター長 （2）移植医療を行う診療科の科長 1人 （3）～（12）（略） 2 前項第 <u>2</u> 号から第9号及び第12号の委員は、病院長が委嘱する。 （任期） 第4条 前条第1項第 <u>2</u> 号から第9号及び第12号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者及び現任者の残任期間とする。 2 前項の委員は再任されることができる。 第5条～第10条（略）

附 則

この規程は、令和3年5月12日から施行し、改正後の第3条及び第4条第1項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

臓器提供及び移植実施体制検討委員会の構成員を見直し、もって委員会の円滑な運営を図るものである。